

札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務 提案説明書

1 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務」の委託について、審査により委託候補者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名
札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務
- (2) 業務内容及び提案を求める事項
別添「札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 委託費（契約限度額）
5,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 提案書類の提出期限日までに、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「役務（一般サービス業）」に登録されている者であること。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独又はほかの者と共同で同時に参加していないこと。

4 参加に係る書類について

札幌市ホームページにて公開する。

<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/suiso/r5proposal.html>

5 提出書類

- (1) 企画競争参加申請書（様式1）
 - (2) 会社概要（様式2）
 - (3) 企画提案書
 - ア 事業の実施内容（様式3-1）
 - イ 業務実施体制（様式3-2）
 - ウ 過去の類似業務実績（様式3-3）
- ※企画提案書については、様式変更を認めるが、A4版またはA3版で

作成することとし、項目は様式に準拠すること。

エ 業務実施スケジュール（様式任意）

オ 参考見積書（様式任意）

見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

企画提案書で提案された項目を全て掲載の上、予算を超えることのないように、その全てを積算した上で作成すること。なお、本積算額（合計額）は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

カ 再委託予定先の一覧（様式任意）

本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務遂行上、本業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先について、以下の事項を記載すること。

(ア) 会社名

業務実施体制（様式3-2）で記載した再委託予定先と同一の表現を使うこと。

(イ) 所在地

複数の拠点を持つ場合においては、本業務を行う予定の者が契約期間中に最も多く勤務する場所を記載すること。

(ウ) 再委託する業務の範囲

(エ) 再委託が必要な理由

6 企画の内容について

別添仕様書を熟読の上、作成すること。

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

(1) 用紙サイズはA4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。

(2) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務」と記載すること。

(3) 企画提案書は正本1部、副本9部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。

(4) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

また、所在地についても、正本を除き、「北海道札幌市」など市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

(5) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案（提案の全てを実施した場合、予算規模額を上回ることになる提案）も認めない。

(6) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

(7) 体裁は以下のとおりとする。

ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

イ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ12pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。

ウ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

8 提出方法等

(1) 提出部数

ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）：各1部

イ 企画提案書：10部（正本1部、副本9部）

(2) 提出期限

ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）：令和5年12月28日（木）12時【必着】

・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

・参加資格の審査を行い、令和6年1月5日（金）までに結果を通知する。

・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合には、連絡すること。

イ 企画提案書：令和6年1月10日（水）12時【必着】

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階

札幌市環境局 環境都市推進部 環境政策課 担当：鐵川、佐竹

電話：011-211-2877 FAX：011-218-5108

9 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式4）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

告示日～令和5年12月28日（金）12時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務企画提案に関する質問」とすること。

ウ 提出先

上記8(3)の提出先に同じ。

Eメールアドレス：kan.suishin@city.sapporo.jp

(2) 回答

回答は、質問メールへ返信するとともに、ホームページに随時掲載する。令和6年1月5日（金）17時までにはすべての質問に対する回答を掲載する。

なお、質問受付期間内に到着しなかった質問に対しては、回答しない。

10 企画提案の審査

企画提案は、「札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）

において審査する。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が別紙「評価基準」に基づき、100点満点で採点し、各委員の評価点の平均が60点を超え、かつ、最も優れた企画提案者を本件業務の契約候補者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の平均が60点を超える場合には契約候補者として選定する。

(1) ヒアリング審査の詳細

ア 日時

令和6年1月12日（金）（予定）

イ 会場

札幌市役所または札幌市役所近隣会議室（予定）

※日時及び会場は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1企画提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(2) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、ヒアリング審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。また、選定結果に対する質問は8(3)に個別に連絡すること。

11 契約について

上記10により選定した契約候補者と協議の上、協議が整ったときは、札幌市契約規則、事務取扱要領その他の関係規程に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、下記13(5)の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する。

12 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

| 項目 | 月日・期限 |
|---------------------|------------------|
| 企画競争実施の告示 | 12月20日（水） |
| 質問受付 | 告示日～12月28日（木）12時 |
| 質問に対する回答のホームページへの掲載 | 1月5日（金）17時まで |
| 企画提案書の提出期限 | 1月10日（水）12時 |
| 審査 | 1月12日（金） |
| 契約候補者の発表 | 1月17日（水） |
| 契約締結 | 1月下旬 |

13 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この

場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、委託者と受託者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

(5) 失格要件

参加資格を有することについて確認を受けた者が、以下のいずれかに該当する場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

エ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。